

各商工会員 様

関宿町商工会
会長 逆井由夫

交通災害見舞金制度の開始について

会員事業所においては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃商工会の事業、運営について格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度商工会では県商工会連合会と連携し、会員全員の福利厚生を増進を目的に「交通災害見舞金」制度を県内商工会統一で実施することといたしました。

この制度は、会員事業所の事業主（またはそれに準ずる者）が交通事故により、死亡または重い障害を受けられた場合に商工会より見舞金を給付するものです。見舞金の給付原資には商工会が負担する保険料による損害保険契約の保険金を充當いたします。

つきましては、別紙に代表者等の氏名等をご記入の上、商工会へFAX等で平成15年1月27日までにご送付下さい。

なお、諸般の理由により本制度の加入を希望しない場合においても、その旨を明記し必ず送付下さるようお願い申し上げます。

また、制度内容は別添をご参照下さい

事業所の名義と実質的な経営者・管理責任者が異なる又は事業承継が行われている場合等は実際の事業経営従事者を準ずる者としてご指定下さい。

問い合わせ 関宿町商工会

〒270-0226

千葉県東葛飾郡関宿町東宝珠花182

TEL 04-7198-0161 FAX 04-7198-0174

別 紙

商工会 宛

交通災害見舞金被保険者指定届出書

代 表 者 等 名 (被保険者名)	・年 齡 (平成15 年3月1日 現在) ・生年月日	性 別 いづれ かに	法人名・事業所名(屋号等) (代表者又は準ずる者何れか一 方を消す)
	歳 年 月 日 生まれ	男・女	(代表者・準ずる者*注)

注：事業所の名義と実質的な経営者・管理責任者が異なる又は事業承継が行われている場合等は実際の事業経営従事者を準ずる者としてご指定下さい。